



熊本県公報

目次

救急医療機関に関する認定	(医務福祉課)	一
〃	(〃)	二
熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱の一部改正	(監 理 課)	二
漁港管理者の指定の廃止	(漁 港 課)	二
熊本県漁港関連道路整備事業費補助金交付要綱の廃止	(〃)	二
救急医療機関に関する認定	(医務福祉課)	二
あらたに生じた土地の確認及びこれに係る町の区域の決定	(市町村総室)	三
公 告		
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
道路位置の指定	(建 築 課)	三
〃	(〃)	三
〃	(〃)	四
〃	(〃)	四
〃	(〃)	四
熊本県教育文化ネットワーク整備事業に係る落札者の決定	(高校教育課)	四
八代港公有水面埋立事業に関する環境影響評価評価書の縦覧	(港 湾 課)	五
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	五
〃	(〃)	六
土地改良区役員の退任	(農村計画課)	六
土地改良事業施行の適否決定	(〃)	七

土地改良事業施行の適否決定

〃 (農村計画課) 七

登 載 依 頼 (〃) 七

林業担い手対策推進会議の開催 (林業担い手対策推進会議) 八

土地収用法に基づく公示送達 (収用委員会) 八

熊本県職員の特例一時金に関する規則 (人事委員会) 八

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催 (熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議) 九

正 誤 (熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議) 中

昭和四十六年六月八日熊本県条例第三十八号(熊本県建築基準条例)中 (建 築 課) 一〇

告 示

熊本県告示第七十一号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に定める救急医療機関に認定したので、同令第一条の規定により告示する。
平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
健康保険八代総合病院	八代市松江城町二番二十六号	平成十四年二月一日から 平成十七年一月三十一日まで
岡川病院	八代市通町八一九	平成十四年二月一日から 平成十七年一月三十一日まで
定永外科整形外科医院	八代市本町三丁目二三	平成十四年二月一日から 平成十七年一月三十一日まで
峯吉医院	八代郡坂本村大字坂本四千百三十九一	平成十四年二月一日から 平成十七年一月三十一日まで
高橋医院	八代郡坂本村大字坂本四千二百二十八一十七	平成十四年四月二十三日から 平成十七年四月二十二日まで

前田内科医院	八代郡鏡町下有佐百七十八	平成十四年四月二十三日から 平成十七年四月二十二日まで
松本医院	八代郡鏡町大字両出千五百三十一	平成十四年四月二十三日から 平成十七年四月二十二日まで
労働福祉事業団熊本労 災病院	八代市竹原町千六百七十番地	平成十四年五月十八日から 平成十七年五月十七日まで

熊本県告示第七十二号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急医療機関に認定したので、同令第一条の規定により告示する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市民病院	荒尾市荒尾二千六百番地	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
公立玉名中央病院	玉名市中千九百五十番地	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
国民健康保険菊水町立 病院	玉名郡菊水町大字江田四千四十	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
木通医院	荒尾市荒尾二千五一	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで

熊本県告示第七十三号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱の一部を改正する要綱

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱（昭和四十二年熊本県告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「ただし、当該経費の一部を隊員に負担させることができる。」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第七十四号

漁港法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十号）の施行に伴い、次に掲げる告示（漁港管理者の指定）については廃止する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 昭和三十一年七月二十四日熊本県告示第四百四号
- 昭和三十二年八月一日熊本県告示第四百十四号
- 昭和三十四年四月七日熊本県告示第五百十四号
- 昭和三十五年五月十四日熊本県告示第二百九十四号
- 昭和三十七年八月十一日熊本県告示第四百三十三号
- 昭和三十八年三月七日熊本県告示第九十五号
- 昭和三十八年十月三十一日熊本県告示第七百三十号
- 昭和三十八年十一月十二日熊本県告示第七百五十号
- 昭和四十一年八月三十日熊本県告示第五百七十八号
- 昭和四十五年六月二十日熊本県告示第四百三十九号
- 昭和五十年二月二十日熊本県告示第五百一十一号

熊本県告示第七十五号

昭和四十一年三月二十二日熊本県告示第八十四号（熊本県漁港関連道整備事業費補助金交付要綱）は、廃止する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第七十六号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急医療機関に認定したので、同令第一条の規定により告示する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険龍ヶ岳町 立上天草総合病院	天草郡龍ヶ岳町大字高戸千四百 十九番地十九	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
天草第一病院	本渡市今釜新町三千四百十三番 地の六	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
健康保険天草中央総合 病院	本渡市東町百一番地	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
牛深市民病院	牛深市牛深町又千百二十八番地 一	平成十四年二月一日から 平成十七年二月三十一日まで
国立療養所三角病院	宇土郡三角町大字波多七百七十 五の一	平成十四年一月二十五日から 平成十七年一月二十四日まで

熊本県告示第七十七号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る町の区域を同法第二百六十二条第一項の規定により、次のとおり決定した旨熊本市長から届出があった。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編 入 す る 町
熊本市新港一丁目4、6、新港二丁目1地先公有水面埋立地 294,620.86平方メートル	熊本市新港二丁目

公 告

熊本県公告第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 都市計画の種類
熊本都市計画公園五・四・三号益城町総合運動公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 八代郡鏡町大字下村九三番地
- 二 建造者の氏名 右谷康征
- 三 道路の位置 八代郡鏡町大字下村字道下一〇五九番九及び同一〇五一番三の一部
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 七十一・六六メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十二月二十五日
- 七 指定番号 八代企調第十一号

熊本県公告第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 水俣市南福寺四番二号
- 二 建造者の氏名 有限会社平成不動産
- 三 道路の位置 水俣市古城一丁目一一番一
- 四 道路の幅員 四・五〇メートル
- 五 道路の延長 八十二・二三メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十二月二十八日
- 七 指定番号 芦北企調第十号

熊本県公告第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 水俣市陣内二丁目二番一―号
- 二 築造者の氏名 小笠原信子
- 三 道路の位置 水俣市陣内二丁目一六一番一―
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから四・〇一メートルまで
- 五 道路の延長 五十六・九六メートル
- 六 指定年月日 平成十四年一月七日
- 七 指定番号 芦北企調第十一号

熊本県公告第四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 人吉市鬼木町六五八番地
- 二 築造者の氏名 田中廣繼
- 三 道路の位置 人吉市鬼木町字小森六五六番一及び同六六九番二
- 四 道路の幅員 四・二四メートル
- 五 道路の延長 七十六・六三メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十二月二十七日
- 七 指定番号 球磨企調第二十七号

熊本県公告第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 下益城郡松橋町大字豊福二〇四八番地
- 二 築造者の氏名 濱田清
- 三 道路の位置 下益城郡松橋町大字豊福字権現前二〇九八番四
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 二十五・〇二メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十二月二十八日
- 七 指定番号 宇城景建第二十一号

熊本県公告第五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 熊本市健軍二丁目二七番一―号
- 二 築造者の氏名 株式会社愛住宅
- 三 道路の位置 下益城郡城南町大字丹生宮字西小宮四八一番一及び同字西新畝町五二六番二の一部
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから五・〇メートルまで
- 五 道路の延長 八十七・四〇メートル
- 六 指定年月日 平成十四年一月十一日
- 七 指定番号 宇城景建第二十二号

熊本県公告第五十一号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県教育・文化ネットワーク整備事業に係るOA機器・街頭端末 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁高校教育課

郵便番号八六二一八六〇九 熊本市水前寺六丁目十八番一号

三 落札者を決定した日
平成十三年八月二十日

四 落札者の名称及び所在地

株式会社工ヌ・ティ・ティ・データ 九州支社長 有吉勇児
福岡市博多区博多駅前一丁目一七番二一号

五 落札金額

三億八千八百五十万円（うち消費税及び地方消費税一千八百五十万円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成十三年七月九日

熊本県公告第五十二号

八代港公有水面埋立事業の環境影響評価評価書を作成したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業者の氏名及び住所

1 氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子

2 住所 熊本市水前寺六丁目十八番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 八代港（大築島南地区）港湾環境整備（埋立護岸）事業

2 種類 公有水面の埋立て

3 規模 約四十一ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

八代市植柳下町字大築島地先

四 関係地域の範囲

八代市、八代郡（千丁町、鏡町、竜北町）、宇土郡（三角町、不知火町）、下益城郡（松橋町、小川町）、天草郡（大矢野町、松島町、姫戸町）

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

熊本県土木部港湾課

熊本県八代地域振興局土木部企画調査課

熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課

熊本県天草地域振興局土木部企画調査課

八代市産業振興部企業振興課

2 期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十八日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 時間 午前八時三十分から午後五時まで

熊本県公告第五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリスタルモールはません店

熊本市田井島一丁目二一

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後八時

変更後 二十四時間営業

三 変更する年月日

平成十四年一月二十六日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(株)ニコニコ堂のほか五十五

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三七、一五五平方メートル

3 駐車場の収容台数

一、七三二台

4 駐車場の収容台数

六〇〇台

5 荷さばき施設の面積

- 五二〇平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量
 - 一 六五立方メートル
- 7 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 二十四時間
- 8 駐車場の自動車の出入口の数
 - 四か所
- 9 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 五 届出年月日
 - 平成十四年一月十七日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - 熊本県商工観光労働部商工政策課
 - 平成十四年一月三十日から平成十四年五月二十九日まで

熊本県公告第五十四号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 二〇二〇堂八代店
- 二 変更しようとする事項
 - 熊本県八代市本野町字西道善寺三三〇一―一
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時
 - 変更後 二十四時間営業（二〇二〇堂のみ）
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 変更前 午前九時から午後十時まで
 - 変更後 二十四時間
- 三 変更する年月日
 - 平成十四年一月十九日

四 変更に係る事項以外の届出事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - 株式会社二〇二〇堂ほか九
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 四、一七〇平方メートル
- 3 駐車場の収容台数
 - 三三二台
- 4 駐輪場の収容台数
 - 一〇〇台
- 5 荷さばき施設の面積
 - 一三五平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量
 - 九九立方メートル
- 7 駐車場の自動車の出入口の数
 - 二か所
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 五 届出年月日
 - 平成十四年一月十日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - 熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県八代地域振興局振興調整室
 - 平成十四年一月三十日から平成十四年五月二十九日まで

熊本県公告第五十五号

阿蘇郡阿蘇町阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があつた。
 平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退任

役職名	氏 名	住 所
理事	村上道正	阿蘇郡阿蘇町大字乙姫一五番地

熊本県公告第五十六号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成十四年一月二十一日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年一月三十一日から

平成十四年二月二十八日まで

二 縦覧場所

玉名市役所

玉名市土地改良区事務所

三 縦覧に供する書類の名称

大浜地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し及び変更後の定款の写し

熊本県公告第五十七号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成十四年一月二十一日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年一月三十一日から

平成十四年二月二十八日まで

二 縦覧場所

玉名市役所

玉名市土地改良区事務所

三 縦覧に供する書類の名称

烏帽子地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し及び変更後の定款の写し

熊本県公告第五十八号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成十四年一月二十一日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年一月三十一日から

平成十四年二月二十八日まで

二 縦覧場所

玉名市役所

玉名市土地改良区事務所

三 縦覧に供する書類の名称

小野尻地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し及び変更後の定款の写し

熊本県公告第五十九号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成十四年一月二十一日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十四年一月三十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年一月三十一日から

平成十四年二月二十八日まで

二 縦覧場所

玉名市役所

玉名市土地改良区事務所

三 縦覧に供する書類の名称

共和地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

登 載 依 頼

熊本県林業担い手対策推進会議公告第一号

平成十三年度熊本県林業担い手対策推進会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年一月三十日

熊本県林業担い手対策推進会議

一 開催日時

平成十四年二月四日（月）

午後一時三十分から午後四時まで

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁本館十階第一共用会議室

三 議題

1 林業労働力の確保の促進に関する基本計画（案）について

2 林業担い手対策について

林業担い手対策の施策体系について

林業担い手対策のための基金について

3 林業後継者育成確保対策について

林業における男女共同参画について

緊急地域雇用創出特別交付金事業の概要について

就業前研修等の概要について

4 意見交換

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、氏名、住所

を記入した上で、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県林業担い手対策推進会議事務局（熊本県林務水産部林業振興課組合指導係）

（電話〇九六 三八三 一一一一 内線五六三四）

熊本県収用委員会公告第一号

公 示 送 達

熊本県球磨郡五木村丙字金川一〇六・一一三番七、一一五番、一二〇七番、一二四二番、一二五九番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分四五三六〇分の二一）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町一二番地

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき右記の者に送達すべき左記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成十四年一月三十日付け熊収第二〇三号の書類（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る審理開始通知書）

（注意）右記書類を受領しないときは、平成十四年二月二十日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成十四年一月三十日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

熊本県職員の特例一時金に関する規則をここに公布する。

平成十四年一月三十日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第一号

熊本県職員の特例一時金に関する規則

（特例一時金の支給を受ける職員）

第一条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十六年熊本県条例第二号。以下「一般職員給与条例」という。）附則第十一項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第十九号。以下「県立学校給与条例」という。）附則第十四項の規定により特例一時金の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日（次条及

び第三条第二項において単に「基準日」という。() に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給休職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十八条第二項の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

二 停職者(法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員をいう。)

三 臨時又は非常勤の職員(一般職員給与条例第十五条の九の規定の適用を受ける職員をいう。)

四 専従休職者(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)

五 無給派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和六十三年熊本県条例第六号)(第三条第一項に規定する派遣職員及び公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年熊本県条例第五十三号)(第三条第一号)に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

六 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定により育児休業をしている職員をいう。次条において同じ。)(のうち、基準期間の全期間が無給期間である職員

七 大学院修学休業職員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)(第二十条の三第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。)(無給期間)

第二条 基準期間(一般職員給与条例附則第十一項及び県立学校給与条例附則第十四項に規定する基準期間をいう。次条第一項において同じ。)(の各月のうち、前条各号(第六号を除く。)(に掲げる職員若しくは育児休業職員として在職した期間又は一般職員給与条例若しくは県立学校給与条例の適用を受ける職員として在職した期間以外の期間が月の初日から末日までの全期間(基準日の属する月については、基準日)にわたらない月については、無給期間(一般職員給与条例附則第十一項及び県立学校給与条例附則第十四項に規定する無給期間をいう。次条において同じ。)(に含まれないものとする。)

(無給期間がある職員等の特例一時金の額)

第三条 一般職員給与条例附則第十二項第一号及び県立学校給与条例附則第十五項第一号の人事委員会規則で定める額は、二百八十九円に基準期間のうち無給期間(部内他の職員との均衡上必要があるものとして、あらかじめ人事委員会の承認を得たものを除く。)(に含まれない月の数を乗じて得た額とする。

2 一般職員給与条例附則第十二項第二号及び県立学校給与条例附則第十五項第二号の人事委員会規則で定める額は、基準日において一般職員給与条例第五条の二及び県立学校

給与条例第六条の二の規定の適用を受ける職員である者については、三千四百六十八円(無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額)に熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年熊本県条例第十三号)(第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。(特例一時金の支給日)

第四条 特例一時金の支給日は、三月十五日とする。ただし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同月十五日が土曜日に当たるときはその前日とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。(読替え)

2 職員に特例一時金が支給される間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則(昭和六十三年熊本県人事委員会規則第三号)(第三条第一項中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」とする。

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議公告第一号

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議を次のとおり開催する。

平成十四年一月三十日

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議

会長 竹 中 潮

一 開催日時

平成十四年二月七日(木)

午後三時から午後五時まで

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁新館二階 多目的 A V 会議室

三 議題(予定)

1 「身体拘束に関するアンケート調査」の結果について

2 身体拘束廃止に向けた推進方策の検討

3 その他

四 傍聴者の定員

二十名

五 傍聴手続

1 会議の傍聴の受付は、午後一時三〇分から午後三時まで会議の会場において行い、推進会議の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県身体拘束セロ作戦推進会議事務局（熊本県健康福祉部高齢保健福祉課介護保険室・事業推進班）

（電話〇九六一三八三二一一一 内線七〇九七）

正 誤

昭和四十六年六月八日熊本県条例第三十八号（熊本県建築基準条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正
六	下	四メートル
		百メートル
		誤